

医療施設物価高騰対策応援金 申請要領

【申請受付期間】

令和6年9月12日（木）～令和6年10月31日（木）

- ※ WEB申請又は郵送により申請してください。（持参不可）
- ※ **1施設につき1回限り**です。
- ※ 1法人で複数の施設を運営している場合は、まとめて1回で申請してください。
- ※ 提出された申請書に不備等がある場合は、早急な修正をお願いします。

【お問合せ先】

医療施設物価高騰対策応援金コールセンター
TEL：089—913—7075
午前9時～午後5時（土日祝日除く）

【提出先】

<WEB申請の場合>

下記いずれかの方法により専用ページにアクセスし申請

①愛媛県ホームページ「医療施設物価高騰対策応援金について」の
「WEB申請はこちら」リンクをクリック

②WEB申請ページURLを入力

<https://ehime-iryuu.form.kintoneapp.com/public/web-shinsei-240912>

<郵送の場合>

〒790-0003

愛媛県松山市三番町四丁目9番地5 伊予鉄総合企画本社ビル1階
「医療施設物価高騰対策応援金」事務局 宛

【業務委託】

申請に係る受付、審査、支払、コールセンター運営業務は、伊予鉄総合企画株式会社に委託して実施します。

医療施設物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）は、医療施設物価高騰対策応援金支給要綱（以下「支給要綱」という。）に定めるほか、この要領により支給するものとします。

1 趣旨

物価高騰が長期化する中、その影響を著しく受けながらもサービス維持に向け運営を続けている医療施設（以下「施設」という。）を対象として、応援金を支給するものです。

2 支給対象者

1 対象施設

応援金の支給対象は、令和6年4月から同年5月まで運営の実績がある別表に掲げる施設とします。

2 対象外施設

（1）次のいずれかに該当する者が設置する施設

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ② 県税に未納がある者
- ③ 上記のほか、応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めたもの

3 支給額

別表に基づき、令和6年4月から同年5月の物価高騰相当分として、次の金額（定額）を支給します。

1 病院又は有床診療所

施設ごとに、1病床につき5,000円

※ただし、病床数を乗じて算出した額が30,000円未満の場合は30,000円とします。

2 無床診療所、無床診療所（歯科）

施設ごとに、1施設につき30,000円

4 申請手続

1 受付期間

令和6年9月12日（木）～令和6年10月31日（木）

WEB申請の場合：令和6年10月31日17時までの受付

郵送の場合：令和6年10月31日の消印有効

2 申請書等

申請書類			
	様式	書類名	注意事項
①	支給要綱様式 第1号	医療施設物価高騰 対策応援金申請書	<ul style="list-style-type: none">提出方法はWEB申請又は郵送に限ります。振込先の口座名義人は、通帳等に記載のとおり正確に記入してください。必ず申請者名義の口座を指定してください。 (※法人の場合は当該法人、個人事業主の場合は当該個人の口座に限ります。)
②	—	振込先がわかる書 類(預金通帳等)の 写し	<ul style="list-style-type: none">通帳の表紙と裏の見開き(カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分)の写しを添付してください。WEB申請での提出の場合は、写真データによる提出可

※申請書様式は、愛媛県ホームページ

(URL: <https://www.pref.ehime.jp/page/78581.html>) からダウンロードしてください。

3 提出先・提出方法

WEB申請又は郵送により、次の宛先まで提出してください(持参不可)。

なお、WEB申請による提出の場合は、申請書の押印を省略できます。

【WEB申請の場合】※押印不要

下記いずれかの方法により専用ページにアクセスし申請

①愛媛県ホームページ「医療施設物価高騰対策応援金について」

の「WEB申請はこちら」リンクをクリック

②WEB申請ページのURLを入力

<https://ehime-iryuu.form.kintoneapp.com/public/web-shinsei-240912>

【郵送の場合】※押印必要

(提出先) 〒790-0003

愛媛県松山市三番町四丁目9番地5

伊予鉄総合企画本社ビル1階

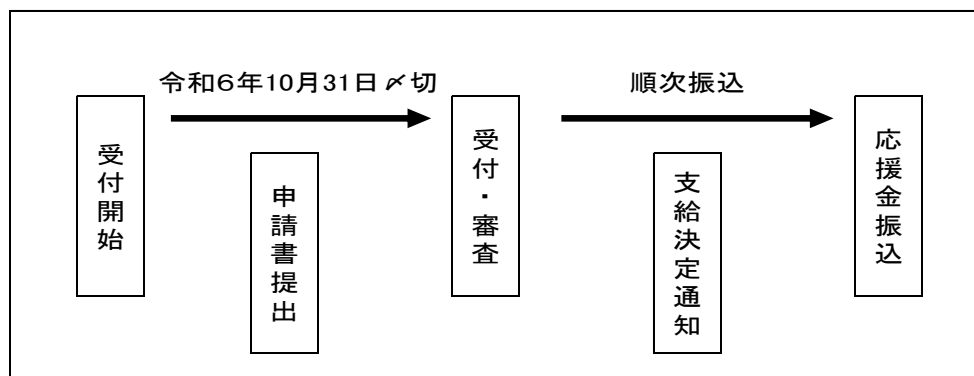
「医療施設物価高騰対策応援金」事務局 宛

4 審査・振込

事務局による審査の結果、応援金を支給する旨を決定したときは、後日、支給決定通知を発送のうえ、指定の口座へ振り込みます。

なお、申請書類に不備があった場合は、事務局から申請者へ連絡しますので、早急な修正をお願いします。

【審査の流れ】



5 その他

- ・申請は、1施設につき1回限りです。
- ・1法人で複数の施設を運営している場合は、まとめて1回で申請してください。

5 その他

- 1 応援金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、応援金の支給決定の全部又は一部を取り消し、応援金を返還いただきます。
- 2 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じコピー等をお手元に保管ください。
- 3 申請により得られた情報は、応援金支給業務以外に使用することはありません。

別表：支給単価表

区分	対象施設	支給単価
医療施設 ※1 保険医療 機関に限る。	病院、有床診療所	1 病床につき 5,000 円 (※2)
	無床診療所、無床診療所 (歯科)	1 施設につき 30,000 円

※2 ただし、病床数を乗じて算出した額が 30,000 円未満の場合は 30,000 円とする。